

## ■ 4つの「経営理念」

- ① 私たちは納税者の権利を守り中小企業と国民を大事にする税制をめざします。
- ② 私たちは中小企業のよい会社づくりを通してお客様の満足を追求します。
- ③ 私たちは身近でかけがえのないコンサルタントをめざします。
- ④ 私たちはお互いに成長し、豊かさを創造する職場づくりをめざします。

PICK UP 新春経済セミナー

## トランプ政権と日本経済の行方 ～消費税増税は財政再建の切り札か?～

講師 岩本 沙弓 氏 (経済評論家)

■ 30条の言い分	1
■ 新春経済セミナー	2
■ 第一コンサルティング	4
■ ワンポイントアンサー	5
■ 建設業法まめ知識	6
■ 本のひととき	7
■ 景況分析	7
■ DDKコーナー	8
■ 一・一会コーナー	8



## 甲斐の春 山どっしりと 武田陣 (作:加藤素美)

季語…春 場所…山梨県北杜市

### 三〇条の言い分

憲法第30条(納税の義務)を代表するように、かつて「税金を納める」という問題のみが租税の概念や租税法律関係の問題とされてきていたところ、北野税法学で知られる故・北野弘久 日本大学名誉教授はその著『納税者の権利(岩波新書)』で、「現代の資本主義の下では、租税の使途面にまで租税法学の考察の対象を拡大しなければ、真に納税者の生活・人権を擁護できない」と位置づけた。

今年平成31年10月1日より消費税の増税が予定されている。逆進性など、その構造上の問題点は沢山あるが、その使途面を考えると、その立法趣旨に行きつく。導入当

初、消費税は、所得税や法人税を補完するもので、「福祉目的税」とされていた。それが今はどうだ? 財務省の税収構成比のデータでも消費税は個人所得による税収を超え、トップとなっている。使途面から考えると、消費税が施行された当初と全く変わってきてしまっている。

日本は租税国家である。国民一人一人の税金で国家が成り立っているのである。皆さん、是非考えて頂きたい。今こそ税金の使い道に関して声を大にしていかなければ我々の生活が危ういものになってくるということを。

(QP)

(協) DDK、第一経理一・一会 共催 新春経済セミナー

# トランプ政権と日本経済の行方 ～消費税増税は財政再建の切り札か？～

講師 岩本 沙弓 氏  
(経済評論家)

【講師プロフィール】

青山学院大学大学院 国際政治経済学科 修士科修了  
1991年より日・米・加・豪の金融機関にてヴァイス・プレジデントとしてトレーディング業務に従事。  
現在、為替・国際金融関連の執筆・講演活動の他、国内外の金融機関勤務の経験を生かし、各種会合にて国際金融市场における日本の立場を中心に解説。



## 景気動向について

最初に結論を申し上げるよう恐縮ですが、消費税増税は財政再建の切り札にはなりません。過去、消費税の歴史を見れば明らかで、消費税増税するたびに財政が悪化してきたのがこの30年でした。

昨年、2018年の末あたりに大幅な株価の下落がありました。当時外資系金融機関は、むこう数年間は株式市場で投資をしても妙味はなさそうだ、とのデータを2018年1月の株価下落時に続き再び出しています。また昨年10月に出された別の米系金融機関の分析モデルでは、むこう1年以内にアメリカ経済が景気後退に入る可能性は28%、2~3年以内60%、むこう3年間でアメリカの景気が後退すると、80%を超える予測がされています。

なぜアメリカの景気後退の話をするかというと、例えばアベノミクスで日本の景気が非常に良かったと言っていますが、ある程度は景気がいい局面だったのです。なぜなら世界経済が非常に良かったからです。全体として世界経済がうまく行っているれば日本も上手く行きやすいですし、世界経済が低迷に陥れば日本経済も悪くなる。そういう中で消費税増税する必要が今ありますか？ということです。

日本政府の日本経済への見立ては、内閣府が毎月出している月例報告書からわかります。昨年12月

20日には、景気は緩やかに回復しており、今回の景気回復の特徴としては海外の経済の回復と、企業収益の増大によるという分析をしています。先行きについては、改善が続くが通商問題の動向や世界経済の影響があるのではないかとの分析です。

言うまでもなく、今回の景気回復の特徴としては、企業部門は好調です。問題は家計部門であり、主に可処分所得の伸び悩み、つまり使えるお金が少なくなっているので家計を中心に消費がなかなか伸びない。二極化しているということです。

## アメリカの通商政策

トランプ政権下での主な税制・通商議論を見ると、選挙公約の時点からトランプ氏は「NAFTA（アメリカ・カナダ・メキシコの通商協定）を廃止する」「WTO（世界貿易機構）のルールを変える」という2大目標を掲げ、それを何とかしようというのが大まかなシナリオです。この経済報告書を書いたピーター・ナバロ氏とウィルバー・ロス氏は、WTO体制の中でアメリカ企業が苦しんでいるのでこれを解消する、と言って憚らない。ここが実は消費税と非常に関係が深いところなのです。

具体的には、日本の輸出企業は自分が国内で払った消費税と言われているものを、日本政府より還付金として返してもらっています。この還付金のこと

をアメリカの公文書では、リファンド（還付）と言わずリベートという単語を使っています。リベートは英語では補助金とか販売奨励金という意味合いであります。日本の還付制度が輸出企業へのリベートになっているのではという指摘をしています。二人は、消費税には還付金を渡しても良いというWTOのルールがおかしいと言い続けてきました。彼らや、今、日米通商問題のトップのライトハイザーUSTR代表が、日本の消費税や欧州の付加価値税は還付制度が補助金の役割を果たしているのでは？と疑っている。今後の通商政策の中では消費税の扱いは非常に肝になるというわけです。

## 消費税は関税である

フランスの新進気鋭の経済学者トマ・ピケティ氏は「欧州の消費税付加価値税の税率が高いのは社会保障費を捻出するためではない。関税なのだ」と来日の際の講演会で発言していました。「欧州の国同士で関税の引き上げ合戦をしてきた結果、今25%になってしまっている状況なのです」と。

もし日本に消費税が無ければ、アメリカの商品100の物は100で売れるのに、日本の消費税が10%になったら100が110になる。日本の商品もアメリカの商品も110だから良いとはアメリカは思わない。「自分たちは何もしていないのに100のものが10上がった。関税でしょ」というふうに彼らは見ている。日本国内では、消費税はあくまでも国内の税制だと認識が高いと思いますが、一歩外に出れば消費税は非関税障壁とも言われるよう関税の役割を果たしていることが問題だという議論があるわけです。

## 欧州の付加価値税改革

消費税の生みの親である欧州自身も、今の付加価値税制度のままでは大変問題があるとして、付加価値税改革に乗り出しています。ポイントは2つあります。一つは欧州域内の還付制度の廃止。消費税ができる1954年当時とは違い、インターネットも普及して人もモノも情報もあつという間に国境を渡つて行く今の時代において、もう域内はすべて自国内のような取引にし、還付金の支払いは個別の事業者へではなく、各国の財務省同士で受け渡しをすることで簡潔にしましょうと。

もう一つは軽減税率なのですが、欧州各国は40～50年ずっと軽減税率をし続けた結果、逆進性を



解消するためにほとんど役に立ってないと結論に至ったのです。今回のECの付加価値税改革の中では縮小あるいは撤廃という方向に動いています。それにも関わらず、我々が今、軽減税率を導入することが周回遅れの議論をしているというのがお分かりになるかと思います。

## 消費税が抱える問題

消費税の問題について私自身はまず資源の誤分配があると思います。税金を集めて再分配するというのが政府の機能ですが、市場原理や競争原理から考えても、あるいは一市民としての生活を考えても、非常に効率が悪い。私は政府ができる事には限界があると思っています。政府というもっとも非効率なところにお金を預けて分配させようとするので資源の誤分配が起こりやすい。何かと不透明な政府に對しての過信をまず考えて頂きたい。

それから経済そのものも消費にインパクトを与えます。日本のGDPの6～7割を支えているのは個人消費です。その部分に直接打撃を与えるので消費税はよろしくない。あるいは、消費税を實際にお支払いになるのは個人事業主を筆頭に事業者です。事業者にとっては数%の増税でなく5%が10%に引き上げられたら負担率は倍になるわけです。モノの値段に上乗せできればと言っても、転嫁なんか完璧にできるでしょうか。

そして第3の問題として、通商摩擦の要因にもなりうることです。トリプルパンチを受けかねない消費税の増税を今やる必要があるんですかということをこの時期だからこそ是非考えて頂きたいと思っています。

# 労務相談事例 ~採用した社員を定着させるためには~



社長

今年は新入社員が入ってきて良かったよ。  
すぐ辞めなければいいけどなあ。



社労士

人材派遣会社が、新卒入社3年以内の離職理由に関する調査をしたところ、退職理由のトップ3が「自身の希望と業務内容のミスマッチ」(37.9%)、「待遇や福利厚生に対する不満」(33.0%)、「キャリア形成が望めないため」(31.5%)でした。若手人材の多くが、就職するにあたって自身の希望する職種でキャリアを積むことを重視しているようです。

社長のところでは、若手に対して何かされていますか。



社長

これといって何もしていないよ。  
どんなことがあるの。



社労士

例えば、**仕事の棚卸**をし、勤続年数別に整理して、1年目、2年目で求められるスキルがこれだと、1年後、2年後のキャリアを明確化してあげてはどうでしょうか。



社長

棚卸するのは大変だな。



社労士

確かに大変ですね。ですが、不要な業務がないか、人でなくてもできる業務はないかを洗い出すことができ、必要な業務については、**仕事の難易度や役割を見る化することができます**。見える化したものを基にキャリア形成の道筋を示すキャリアマップを作成すれば、新卒者だけでなく、社員全員に対して活用することもできますよ。会社が求める若手社員、中堅社員、ベテラン、役職者のスキルはこのようなものだと提示できれば、**社員も自分に何が必要かを認識でき、目標を持つことができます**。

また、仕事の見える化は、業務の見直しにもなるので、働き方改革の**長時間労働の削減や正規・非正規への業務の明確化**にもつながります。



社長

やってみる価値はありそうだね。



社労士

1年後、2年後のキャリアを明確にして定着率を上げている会社があります。ここは、必要なキャリアを習得するために、OJT中心で指導を行っています。経験を積むだけでなく、確認のため、上司と一緒に振り返りも定期的に行っているそうです。また、会社が将来どうなるかということも説明し続けています。安心して長く働いてもらいたいという社長の思いで始められました。辞めずに働き続けてくれれば、仕事のスキルもあがり、経験値も増していきます。それで生産性も上がれば、会社も成長できますね。



社長

人材不足の世の中だし。まずは、社員が離職しないようにすることが大事だね。検討してみるよ。





# ワンポンポイントアンサー



編集委員会

## 経営セーフティ共済について



経営セーフティ共済に加入しているのですが、4月決算法人で1年分の前納を過去から行っております。引き落としが4/27の予定なのですが、2019年の当該日は土曜日であり経営セーフティ共済掛金の引き落とし日が土日等の場合は翌営業日となります。しかし、**2019年は天皇陛下の皇位継承に伴い引き落としが5月になってしまいます。**この場合今期の経費とするのは可能なのでしょうか。

御社の場合は、経費として計上可能です。  
独立行政法人中小企業基盤整備機構の方で、税務当局に確認している内容の通知が出ております。  
ただし、損金として計上するためには以下の要件がございます。

- 1.適正な期間損益計算の観点から会計上未払計上していること
- 2.以下の①又は②に該当するもの
  - ①毎月口座振替により納付している掛金であること
  - ②毎期口座振替により1年分（1年以内を含む）を前納している場合の掛金であること

※今回初めて4月に前納を希望される方は、上記①・②にある毎月・毎期の要件を満たさないため未払計上しても当該年度分の損金算入ができません。

※経営セーフティ共済掛金については上記の取り扱いとなります。通常の経費の前払いについては上記の取り扱いはありませんのでご注意下さい。

「法人が、前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、・・・中略・・・その支払時点での損金の額に算入することが認められます。」（法基通2-2-14）

### 経営セーフティ共済とは

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

無担保・無保証人で掛金の最高10倍（上限8,000万円）まで借りれ、掛金は損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できる税制優遇も受けられます。

ご検討の際には担当者へお問い合わせください。

## 建設業法まとめ知識

## 建設業許可における「業種」

行政書士 永山 泰之

建設業許可においては、29の業種が規定されており、業種ごとに許可を取得する必要があります。例えば【内装仕上工事業】の許可を得ていても塗装工事を500万円以上の請負金額で請負うことはできません。今回は、この「業種」の考え方について、ご説明いたします。



大規模修繕工事のように、複数の業種にあたる工事が含まれている場合、どうなりますか？



例えば、マンション等の大規模修繕工事の場合、足場工事は【とび土工工事】にあたりますし、【塗装工事】【防水工事】はもちろん、タイル貼りの建物であれば【タイル・レンガ・ブロック工事】もあるかと思います。

このような場合、建設業法においては、複数の業種にあたる工事についても、当該工事の主たる業種1つの業種の工事と考えます。具体的には、

注文者・請負者の意思を元に判断しますが、許可申請手続き等の実務においては、見積書の内訳等において金額が多額の工種を当該工事の業種と判断されます。もっとも、施工から直接請け負った元請業者においては、内訳の中で仮に足場工事の金額が最も多額であったとしても、あくまで塗装工事や防水工事が主たる工事と言えますので、そのような場合に【とび土工工事】と判断されることはありません。



【土木一式工事】【建築一式工事】の許可を有していれば、土木系の工事・建築系の工事は全て請け負うことができますか？



【土木一式工事】【建築一式工事】は、「原則として元請業者の立場で総合的な企画、指導、調整の下に…（中略）…を建設する工事であり、複数の下請業者によって施工される大規模かつ複雑な工事」と定義されています。それを踏まえて【建築一式工事】では具体例として「新築工事または建築確認を必要とする増築工事」とされています。

したがって、下請業者として施工した場合には【土木一式工事】【建築一式工事】に該当せず、他の業種のいずれかとなります。また、改修工事・改裝工事等は、元請業者として施工したとしても【建築一式工事】に該当しません。【土木一式工事業】【建築一式工事業】の許可しか有していない方は、請け負っている工事が【土木一式工事】【建築一式工事】に該当しない可能性もありますので、注意が必要です。



2016年6月から【解体工事業】が追加されました。解体工事であれば全て【解体工事】に該当しますか？



【解体工事業】は「工作物を解体する工事」とされていますが、同時に「それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する」とされています。したがって、工作物を「丸ごと」解体する場合に【解体工事】に該当し、例えば、内装のみを解体する工事（原状回復工事等）

は【内装仕上工事業】、配管の解体の場合は【管工事業】となります。

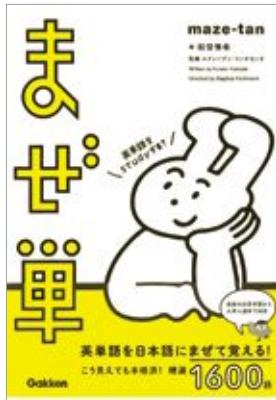
なお、これまで【とび・土工工事業】の許可で解体工事を請け負うことができましたが、その猶予期間が、本年5月までとなっております。【解体工事業】の許可の取得をご希望される方は、お早めにお手続きされることをお勧めします。



# のひととき

埼玉事務所 池田 健一

## 『まぜ単』



著者  
船登惟希  
監修  
スティーブン・リッチモンド  
発行所  
株式会社学研プラス  
定価  
1,100円+税

『まぜ単』は「英単語をstudyする」のように、日本語の中に英単語を「まぜて覚える」英単語帳。英単語の意味を想起しやすい例文とゆるかわいいイ

ラストの効果で、暗記なのに楽しく続けられる！と評判です。

例えば、普段、私たちは「オフェンスでのミスは、ディフェンスでカバーしよう」「レアなモンスターをゲットした」など、日本語の中で日常的に使われる英語（カタカナ語）は、その意味を会話の流れで自然と覚えています。ならば、他の英単語も、これと同じように日本語と英語がまざった文（=「まぜ文」）で暗記してしまおう！という発想から生まれたのが『まぜ単』です。

この「まぜ文」では覚えたい英単語が日本語に挟まれているため、単語が使われる文脈が分かりやすく、単語の意味とスペルを強く結びつけて覚えられます。

本書は最近の入試で頻出、かつ、主要な英単語帳での収録回数が多い上位1,600語を精選して掲載しています。もう一度あの頃に戻って、トライしてみませんか？日々の生活のちょっとしたスパイスになると思います。

### 今月の [11月決算法人]

### 業種別景況分析

売上高	伸び率		業種区分	件数	黒字件数割合	
	人件費	銀行借入金残高			当期	前期
-5%	2%	-2%	製造業	7件	57%	43%
5%	-2%	-19%	建設業	17件	76%	82%
-16%	-3%	-10%	不動産業	9件	100%	89%
-0.2%	1%	-9%	飲食業	6件	83%	83%
0.7%	0.7%	10%	サービス業 & その他業種	19件	63%	68%
-1%	-1%	-6%	全業種合計	61件	74%	74%

### 今月のコメント

- ◆ 今月は全体的に申告件数が少ない月でした。卸売・小売業、医療・福祉業は件数が僅少のため、サービス業&その他業種に含めています。
- ◆ サービス業&その他業種で銀行借入金残高が増加となっていますが、全体的にはほぼ全ての業種で返済が進んだ状況です。
- ◆ 不動産業では前期比売上高が-16%となっているものの、黒字件数割合では100%という結果でした。

### 【算出方法】

- ・前期データを100とし、伸び率を算出しています。
- ・売上高と人件費は1社ごとの各伸び率を算出し、サンプル数で平均しています。実態をより正確に反映させるため、イレギュラーな事象によって異常値が出た数値及びサンプルは集計から除外しています。
- ・銀行借入金残高は業種の傾向をより正確に反映させるため、それぞれの全社分を合計し、そこから増減率を計算しています。
- ・対象となるサンプルは前期・当期両方の数値があるもののみを採用しています。
- ・製造業、建設業、不動産業、卸売・小売業、飲食業、医療・福祉業以外の業種はサービス業&その他業種に集約しています。

▶ 次号は12月決算法人の分析です

## INFORMATION

### DDK DDKコーナー

#### ▶第27回総代会のお知らせ

- 2019年組合総代会を、次のとおり開催します。
- ・日時 5月28日（火）午後4時～午後4時45分
  - ・場所 豊島区池袋 リビエラ  
〈記念講演〉午後5時～午後6時30分
  - 「どうなる今後の日本経済！」  
・講師 萩原 博子氏（経済ジャーナリスト）

#### ▶DDK ETCカードのご案内

高速道路利用にあたって、UCカードと提携した法人専用ETCカード（高速利用限定）をお薦めします。①カードごとの月高速利用額に対し割引、②車両名義を問

わない、等のメリットがあります。

#### ▶中退共制度のご利用を

中小企業退職金共済制度（中退共制度）は法律で定められた社外積立型の退職金制度です。事業主が毎月の掛金を納付することによって、退職時に機構・中退共から直接従業員に支給されます。掛金は一部を国が助成し、税法上も損金として全額非課税となります。

#### ▶経営セーフティ共済ご加入を

経営セーフティ共済とは、取引先に不測の事態が生じた際に、掛金総額の10倍の範囲内で、無担保・無保証人・無利子の貸付が受けられる制度です。掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。

●お申込み・問い合わせは ☎03(3980)8298

### — ● — 会 コ ネ キ ュ ー ナ ル

#### 第1回青経塾セミナーのご案内

##### 「転ばぬ先の杖」企業の防災対策！

～東京臨海広域防災公園見学に行こう～

今回は「転ばぬ先の杖」と題して大規模な災害発生時に首都圏広域防災のヘッドクォーターとなる施設で防災体験・学習を通じて、防災への関心を高め、実際に災害に対応できる知識や技術を習得したいと思います。

また、昨年10月に開場した首都圏の基幹産業としての役割を担う豊洲市場で食の安全について学びたいと思います。

皆様のご参加をお待ちしております。

★日 時：4月12日（金）13:30～16:30

★場 所：東京臨海広域防災公園

★集合場所：ゆりかもめ 有明駅改札付近

★参 加 費：1,000円（定員20名）

※お申込みなど詳細は、ニュース同封のチラシをご覧ください。  
※終了後、豊洲駅周辺にて懇親会を企画しています。（会費別途）

#### 春季ゴルフ大会のご案内

今年度一回目の一・一会ゴルフコンペを下記の要綱で開催いたします。

お誘い合わせのうえ、皆様多数のご参加をお待ちしております。

- 日 時：4月18日（木）
- コース：プレステージカントリークラブ  
(東北自動車道 栃木IC下車5分)
- 定 員：8組（32名）限定
- 参 加 費：5,000円
- 受付時間：8時10分
- スタート：9時8分
- プレー代：15,700円程度（キャディーフリー・昼食込）

お申し込みはお電話にて受付いたします。

☎03(3980)9211（山崎・村松）

#### 新入社員のご紹介 よろしくお願ひいたします



ともの あゆみ  
**友野 歩美**  
4月1日入社  
(埼玉支店)



さくらい ゆうた  
**櫻井 雄太**  
4月1日入社  
(池袋支店)

#### 埼玉支店ビル名変更のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

三井生命保険株式会社は2019年4月1日に大樹（たいじゅ）生命保険株式会社に社名変更となりました。それに伴い、弊社が入居しておりますビルの名称も変更となりましたのでお知らせいたします。

##### 【新住所】

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目14番8号  
大樹生命浦和ビル 2F

皆様にはお手数おかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 放言三昧

平成もいよいよ残り1ヶ月となりました。執筆している今はまだ新元号の発表がされていませんが、発行時には既に新元号が公になっているのですね。

平成になってから生まれたということもあり、親しみのあるこの元号が終わってしまうのはどこか寂しい気持ちがします。しかし何かが変わるというのは心機一転、ポジティブな気持ちになれる気もします。

今でこそ皇位の継承があった場合にのみ改元されることとなっていますが、昔（大化～明治前まで）は、

おめでたいことがあった場合や珍しい生き物が発見された場合、または災いがあった場合などに改元が行われていたそうです。想像ではありますが、改元して災いをリセットし、新しい世の中を作っていくという思いが感じられます。

平成を振り返れば、グローバル化やIT化が進み効率的で便利な世の中へと変わった一方で、平成になってすぐバブルがはじけ、自然災害も少なくなかった30年だと思います。そんな平成にピリオドを打ち、これから新しい元号を新しい気持ちで迎えたいです。さようなら、平成！ （桃粒）